

令和 2 年 7 月 9 日  
西日本高速道路株式会社  
関 西 支 社

### 入札参加資格停止措置について

#### 1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者			住所
①	株式会社福田組	元請	新潟県新潟市中央区一番堀通町3-10
②	木下建設株式会社	一次下請	和歌山県有田市港町221

#### 2. 入札参加資格停止期間

- ① 令和2年7月9日から令和2年8月22日まで（1ヶ月2週間）
- ② 令和2年7月9日から令和2年8月19日まで（6週間）

#### 3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1

#### 4. 事実概要

本件は、関西支社発注の「湯浅御坊道路 柳瀬トンネル他1トンネル工事」において、令和2年5月22日、舗装撤去作業終了後、農業用配管のチェーンを外す作業を作業員が安全帯を使用せず実施し、誤って落橋防止装置上より地上へ落下し負傷したものの。

#### 5. 入札参加資格停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第7号に該当する。

（参考1）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間 以上4月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかると部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかると部分を除く。

※5 地域4にかかると部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。